

特別生活資金（冬期生活資金）のご案内

暖房費など冬期の生活に必要な資金をお貸しします。

貸付の条件

- 申込は、10月1日から翌年3月末日までです。
- 無利子で、5万円（1世帯）を上限にお貸しします。
- 別世帯の保証人が一人必要です。



償還について

- 貸付した月の翌月から12か月以内で償還していただきます。
- 最終償還期日までに支払わなかった場合には、延滞元金につき年10.75%の率をもって、最終償還期日の翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子がかかります。

利用ができる方

(1) 高齢者世帯

老齢年金を受給していて70歳以上（障がいのある方は65歳）の方で、次の世帯

- ①単身世帯
- ②18歳未満の児童と同居している世帯
- ③60歳以上の方と同居している世帯
- ④60歳以上の方及び18歳未満の児童と同居している世帯

(2) 障がい者世帯

障害年金又は特別児童扶養手当を受給している方で、次の世帯

- ①夫婦のどちらかが障がいのある方の世帯、但し、配偶者・扶養義務者の所得が老齢年金の支給停止限度額より低い世帯
- ②20歳未満の子どもが重度の障がいのある児童である世帯

(3) 特定疾患患者世帯

特定疾患患者として医療受給者証又は患者認定書を受けている方で、次の世帯

- ①夫婦のどちらかが患者の世帯
- ②20歳未満の児童が患者の世帯

但し、本人の所得が障害年金の支給停止限度額以下で、かつ、配偶者・扶養義務者の所得が老齢年金の支給停止限度額より低い世帯

(4) 上記(1)及び(2)に準ずる世帯で、その所得が各種年金等の支給停止限度額より低い世帯

利用ができない方

生活保護世帯、社会福祉施設に入所されている方

○相談・申込先

お住まいの市町村の社会福祉協議会

○実施主体

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

生活支援部生活支援課

TEL 011-241-3765（直通）

北のまちから
あったかハート

北海道内
社会福祉協議会
イメージキャラクター

ほっとちゃん

